

大個審答申第 127 号
令和 2 年 2 月 26 日

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 松本 和彦

答申書

大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 45 条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から平成 29 年 5 月 15 日付け大住江総第 52 号及び同日付け大住江総第 54 号により諮問のありました件について、次のとおり一括して答申いたします。

第 1 審議会の結論

実施機関が行った別表 1 及び別表 2 の（け）欄に記載の決定（以下それぞれ「本件決定 1」及び「本件決定 2」といい、これらを総称して「本件各決定」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 訂正請求

審査請求人は、別表 1 及び別表 2 の（う）欄に記載の年月日に、条例第 28 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、別表 1 及び別表 2 の（え）欄から（か）欄に記載の旨の訂正請求（以下それぞれ「本件請求 1」及び「本件請求 2」といい、これらを総称して「本件各請求」という。）を行った。

2 本件各決定

実施機関は、本件各請求に係る保有個人情報を、別表 1 及び別表 2 の（く）欄に記載の情報（以下それぞれ「本件情報 1」及び「本件情報 2」といい、これらを総称して「本件各情報」という。）と特定した上で、本件各情報の訂正を行わない理由を別表 1 及び別表 2 の（こ）欄に記載のとおり付して、条例第 32 条第 2 項に基づき、本件各決定を行った。

3 審査請求

審査請求人は、平成 29 年 3 月 28 日、本件各決定をそれぞれ不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条第 1 号に基づき審査請求（以下「本件各審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件各決定を取消し、訂正を求める。
- 2 受付面接記録票（平成 24 年 2 月 27 日付及び平成 25 年 7 月 11 日付）には、提出した資料の通り、虚偽作成および虚偽記載が明らかであるため。
- 3 職員は、審査請求人が行おうとした生活保護の申請を受理し調査を開始する義務があったが、これを怠るばかりか、意図的に虚偽記載の受付面接記録票を作成することで、自らの違法行為を隠蔽しようとして画策したものである。
- 4 条例第 28 条には、「何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。」とのみ記されており、条例には、明らかにすべき事実を特定する文言は存在せず、運用の手引に記載される「氏名、住所、性別、生年月日、年齢、家族構成、学歴、日時、金額、面積等客観的に判断できる事項」との文言は、「解釈・運用の手引」という表題が示す通り、大阪市の単なる一解釈に過ぎないと思う。
- 5 今回、審査請求人が事実訂正を求める二つの受付面接記録票は、そもそも違法または不正に事実を捻じ曲げて作成された書類だというのが、審査請求人の主張である。
- 6 訂正箇所 1 について、大阪市の弁明書において、「内縁の妻であると判断していた女性」とあるが、面談時に審査請求人は「この女性との内縁関係が解消している」ことを、大阪市に対し伝えている。大阪市は審査請求人から聞いた内容と全く逆の内容を、職員の判断、つまり意図的に事実とは異なる内容を記載したものである。
- 7 訂正箇所 2 について、大阪市は「審査請求人と女性が内縁関係である」ことにすることで、生活保護の阻害要因を意図的に作り出そうとしたものと思われる。しかし大阪市も平成 25 年 7 月 29 日この女性に面談を行った上で「内縁関係は 3 年ほど前に解消」していることを確認しており、それは提出した大阪市作成の書類のとおりである。この事実と異なる記載は単に職員の「判断」によって行われたものであり、事実に基づくものではない。
- 8 訂正箇所 5 について、審査請求人は自家用車を所有しておらず、そのような内容を面接担当者に話してもいない。そもそも訂正箇所 1 の家のローンや車のローンの話は、「元内縁の女性がいるなら、その人に生活を助けてもらえ」という、面接担当者からの話を受け、審査請求人が「すでに内縁ではないし、彼女は家や車のローンもあって、僕を助けることは無理である」旨の内容を告げたものである。面接担当者は、面接時にはすでに審査請求人と女性を内縁関係に仕立て上げることで、申請の阻害要因を作り出そうとしていたと思われる。

大阪市は審査請求人が提出した証拠書類を「訂正を求める内容を客観的に証するものではない」としているが、そもそも大阪市こそ、その主張をコロコロ変更するばかりか、根拠となる証拠を提出していない。
- 9 訂正箇所 3 及び 8 について、平成 25 年 2 月に、審査請求人が生活保護の申請を行った根拠は以下の通りである。

生活保護の申請に書類は必要なく、口頭でも可能である。（追加証拠書類 1 より）

平成 24 年 2 月 27 日付の受付面接記録票 2 枚目の「説明・助言内容」欄に「保護の

対象とならないことを説明」との記載がある。つまり審査請求人が生活保護制度により、自身の保護を求めていたことは明らかである。

大阪市も認めるとともに「中国人の保護申請などの事例を出し、クレームまがいにより自身の保護をアピールしてくる」との記載がある。自身の保護をアピールしているのであるから、申請していたことは明らかである。

追加証拠書類1によれば、市民が生活保護の窓口に来ることは、困窮しているからであり生活保護の申請を行うことが前提であるとしている。また「申請の意志がなかった場合でも、状況を聞き取り配慮するように」とまで言及されている。

以上のことから、審査請求人が生活保護を申請していたことは明らかであり、これは大阪市が記載した受付面接記録票はもちろん、過去の判例に基づくものである。

- 10 訂正箇所9について、平成25年7月に、生活保護申請が受理される際、住之江区役所の職員らは執拗に、審査請求人が持参した書類の受け取りを拒否し、新たに平成25年の日付で書類を作成するよう求めてきた。しかしそれでは「平成23年5月に、区役所に来た証拠がなくなってしまうため、持参した平成23年5月の日付で申請を受け付けていただきたい」旨を審査請求人が請願したのである。この際、職員らは「当時の職員に確認をするので待ってくれ」と言って席を離れ、その後「当時の職員に確認をとりました。その日付で受け付けます」と言ってくれたのである。そのため審査請求人は「当時の職員に、平成23年5月に、審査請求人が区役所を訪れていたことを確認してくれた結果である」と認識している。

- 11 訂正箇所4について、住宅・車とも審査請求人の所有物ではなく、その支払いには何ら関与していない。本来、審査請求人の保護申請とは何ら関係なく、この受付面接記録票に記載すべきことではない。

困窮に至るまでの経緯として、審査請求人は当時すでに震災の件を話しており、これと同じ話を平成25年7月にも行っただけである。これをあえて無視し住宅ローンや車のローンを持ち出しているのは、阻害要因を作り出すために他ならない。

さらにこの受付面接記録票では、住宅に関しては内縁の妻所有かつローン支払い中とし、車に関しては審査請求人の所有かつローン支払い中と記載している。本来、住宅・自動車とも女性の所有物であるが、そのうちの自動車をあえて審査請求人所有とすることで、阻害要因を作り出そうとした意図が伺える。

- 12 訂正箇所6、7及び10について、女性と審査請求人は平成22年の夏に、内縁関係を解消している。そのため2人の収入を合算することは間違いである。住宅・自動車とも、審査請求人の所有物ではなく、その支払いに審査請求人は何ら関係がない。大阪市の主張の根拠は、職員の判断にすぎず、それを立証する客観的な証拠が提出されていない。

平成25年度のように、この受付面接記録票が作成された際、違法に申請を拒否するのではなく調査を行っていれば、後に自らが書類としても残している事実を知ることが出来たにも関わらず、それを怠った大阪市の落ち度である。

- 13 訂正箇所1－2について、大阪市の弁明書によれば、審査請求人が訂正を求める書類は「平成25年7月11日」の審査請求人の申述内容を記載したもの、あるいは、申述内容に基づき同一家屋に居住する女性を内縁の妻であると判断し記載した」と記載

されている。

しかし、同様に大阪市の弁明書には「平成 25 年 7 月 11 日に審査請求人から生活保護申請書を受領し（中略）審査請求人及び内縁の妻であると判断していた女性の申立に基づき判断したものである」と記載されている。これは審査請求人が大阪市に対し生活保護を申請した平成 25 年 7 月 11 日の面談時に、書類には内縁と記載された女性との関係について「内縁関係は 3 年前に解消している」旨の申告をしていたことを、大阪市も認めたものに他ならない。

審査請求人が訂正を求める箇所は、事実を確認した上で記載されたものではなく、ただ職員の判断のみで記載されたもので、審査請求人が当時話した内容と異なっていることは、弁明書で大阪市も認めるものである。

- 14 大阪市が事実を主張する根拠は、そのほぼ全てが職員の判断とするのみで、それを裏付ける客観的な証拠も提出していない。穿った見方かもしれないが、大阪市が提出した弁論書を言い換えれば「職員が白と判断すれば、たとえ黒いものも白だ。」と主張しているだけに他ならない。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件各情報について

受付面接記録票とは、生活保護の相談に訪れた者の申述内容や、実施機関が行った調査等を基に当時の受付面接担当者の判断、見解等を記載するものであり、本件各情報には、「世帯主」「世帯構成」「来訪の目的・相談内容・困窮に至るまでの経緯等」「資産」「説明・助言内容」「面接結果の処理」「面接員の所見」等が記載されている。

2 訂正不承認とした理由

受付面接記録票とは、前述のとおり、実施機関に対して生活保護の相談に訪れた者の申述内容や、実施機関が行った調査等から当時の受付面接担当者の判断、見解等を記載するものであり、本件各請求において訂正を求められている記載内容についても、審査請求人の申述内容を正確に記載したもの及び審査請求人の申述を基に、当時の受付面接担当者の判断や見解を記載したものである。

(1) 本件情報 1 について

ア 審査請求人は本件請求の内容が事実と合致することを証する資料として、証拠書類 01 から証拠書類 04 までを提出している。

提出された各証拠書類を実施機関において確認したところ、次のとおりであった。

(ア) 証拠書類 01 は、実施機関が審査請求人に行った生活保護法に基づく処分に対する審査請求に係る弁明書であり、当該処分の審査庁である大阪府庁に提出したものである。

(イ) 証拠書類 02 は、大阪府住之江警察署が告発人（本件審査請求人と同じ）に係る虚偽公文書作成・同行使等告発事件の捜査に際し、告発人の人定事項により車両

保有状況の照会結果が記載された回答書と思われる。

(ウ) 証拠書類03は、実施機関が審査請求人に対して通知した、平成25年7月31日付け大住江生第130034952号に基づく保護決定通知書である。

(エ) 証拠書類04は、審査請求人が平成25年7月11日に実施機関に提出した「生活保護開始（変更）申請書」、「資産申告書」、「収入申告書」、「扶養義務者の申告書」及び平成25年7月25日に実施機関に提出した「同意書」である。

ウ 訂正を求める箇所ごとの本件決定1の妥当性については、次のとおりである。

(ア) 訂正箇所1、2及び5について

訂正箇所1、2及び5の記載内容は、審査請求人が生活保護担当窓口相談に来た平成24年2月27日の審査請求人の申述内容に基づき、同一世帯に内縁の妻に相当する女性が居住していること、資産としてその家屋を内縁の妻に相当する女性が所有しローンを返済していること、また、審査請求人が仕事に使用しローン返済中の自家用車を所有していること等を判断し、記載したものである。

証拠書類01の「内縁関係は3年ほど前に解消」との記載については、あくまで平成25年7月11日に審査請求人から生活保護申請書を受領し、その後、同年7月29日に再度の申請調査として家庭訪問を行った際に、審査請求人及び内縁の妻に相当すると判断していた女性の申立てに基づき判断したものである。

証拠書類02は、平成28年3月9日の時点で、審査請求人名義の車両保有がないことを証明するものである一方で、審査請求人が相談に来た平成24年2月27日の受付面接記録票はその当日の審査請求人の申述内容に基づき当時の受付面接担当者が、審査請求人が、当時自家用車を所有していると判断した内容を記載したものである。

(イ) 訂正箇所3、8及び9について

訂正箇所3、8及び9の記載内容は、審査請求人が生活保護担当窓口相談に来た平成24年2月27日の審査請求人からの申述内容に基づき、申請の意思がないと判断し記載したものである。

なお、審査請求人は、「面接結果の処理」欄の「中国人の保護申請などの事例を出し、クレームまがいに自身の保護をアピールしてくる」との記載をもって、実施機関が審査請求人の申請の意思を認識していた旨の主張をしている。この点に関して、審査請求人が生活保護担当窓口相談に来た平成24年2月27日に、審査請求人から生活保護制度に関する発言があり、その中で外国人の保護申請などの事例についての発言があったことは認める。しかしながら、その後、面接を行う職員を替えて再度、審査請求人から聞き取りを行った上で、世帯や資産状況等から生活保護の受給要件に該当しないことを審査請求人に説明したところ、審査請求人は最終的に申請の意思を示すには至らなかったと判断したものである。

また、審査請求人が初めて申請に訪れたのは平成23年5月であると主張するが、平成23年5月に審査請求人から申請相談を受けた受付面接記録票は実施機関には存在しない。さらに、審査請求人は平成23年5月及び平成24年2月27日には、平成23年5月に作成した証拠書類04を持参し、住之江区役所に出向い

ていると主張している。しかし、平成 23 年 5 月及び平成 24 年 2 月 27 日に、審査請求人から証拠書類 04 の提出はなく、平成 25 年 7 月 11 日に初めて提出されている。

(ウ) 訂正箇所 4 について

訂正箇所 4 の記載内容は、審査請求人が生活保護担当窓口相談に来た平成 24 年 2 月 27 日の審査請求人の申述内容に基づき、困窮に至るまでの経緯として、住宅ローン及び自家用車のローンを返済中であることと判断して記載したものである。

なお、審査請求人は、証拠書類 03 に困窮に至った理由として、「震災後仕事が激減し生活困窮」と記載している一方で、平成 24 年 2 月 27 日の受付面接記録票にはその旨の記載がないことを主張している。しかし、当該記載は平成 25 年 7 月 11 日に生活保護申請書を受領し、その後同月 16 日に申請調査として家庭訪問を行った際の申述内容に基づき判断し記載したものである。

(エ) 訂正箇所 6 及び 7 について

訂正箇所 6 及び 7 の記載内容は、審査請求人が生活保護担当窓口相談に来た平成 24 年 2 月 27 日の審査請求人の申述内容に基づき、審査請求人の世帯や資産状況等を判断し、受付面接担当者が説明及び助言した内容を正確に記載したものである。

(オ) 訂正箇所 10 について

訂正箇所 10 の記載内容は、審査請求人が生活保護担当窓口相談に来た平成 24 年 2 月 27 日の審査請求人の申述内容に基づき、制度利用についての阻害要因について判断した内容を記載したものである。

エ 審査請求人の主張について

以上のように、審査請求人が提出した各証拠書類は、いずれも訂正を求める内容を客観的に証するものではないので、条例第 29 条第 2 項が定める「当該訂正請求の内容が事実と合致することを証する資料」とは認められない。

(2) 本件情報 2 について

ア 審査請求人は本件請求の内容が事実と合致することを証する資料として、証拠書類を提出している。提出された証拠書類を実施機関において確認したところ、実施機関が審査請求人に行った生活保護法に基づく処分に対する審査請求に係る弁明書であり、当該処分の審査庁である大阪府庁に提出したものである。

イ 訂正を求める箇所の本件決定 2 の妥当性については、次のとおりである。

訂正箇所 1－2 の記載内容は、審査請求人が生活保護担当窓口相談に来た平成 25 年 7 月 11 日の審査請求人の申述内容に基づき、同一家屋に居住する女性を内縁の妻に相当すると判断し記載したものである。

また、証拠書類の赤線部の内容である「内縁関係は 3 年ほど前に解消」との記載については、あくまで平成 25 年 7 月 11 日に審査請求人から生活保護申請書を受領し、その後、同月 29 日に再度の申請調査として家庭訪問を行った際に、審査請求人及び内縁の妻に相当すると判断していた女性の申立てに基づき判断したものである。

ウ 審査請求人の主張について

以上のように、審査請求人が提出した証拠書類は、訂正を求める内容を客観的に証するものではないので、条例第29条第2項が定める「当該訂正請求の内容が事実と合致することを証する資料」とは認められない。

第5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

2 争点

実施機関は、本件各請求について、本件各決定を行ったのに対して、審査請求人は、本件各決定を取り消し、訂正することを求めて争っている。

したがって、本件各審査請求における争点は、本件各決定の妥当性である。

3 本件各決定の妥当性について

- (1) 条例第28条第1項では、「何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないとするときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。」と規定している。

ここで、「事実」とは、氏名、住所、性別、生年月日、年齢、家族構成、学歴、日時、金額、面積等客観的に判断できる事項をいうものと解される。

また、条例第29条第2項では、「訂正請求をする者は、訂正請求書を提出する際、実施機関に対し、当該訂正請求の内容が事実と合致することを証する資料を提出しなければならない。」と規定している。

- (2) 生活保護に係る受付面接事務について

生活保護に係る受付面接事務について、実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

日々の生活に困窮する者からの相談（以下「生活保護相談」という。）があった際は、受付面接マニュアルに基づき「受付面接記録票」を作成している。生活保護相談を受けた際は、困窮に至った経緯、現在の生活、住居、就労、資産等及び急迫の状況を詳らかにして、相談者の状況を把握し、その他の法律や制度の活用についての適切な助言とともに、生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認し、意思が確認できれば、速やかに保護申請書を交付するとともに申請手続きの助言を行っている。そして、生活保護の申請が受理されると、保護の要件を確認するため、活用できる資産や収入がないか、扶養援助ができる扶養義務

者がいないか、その他の法律や制度の活用で受けられる給付がないか等調査を行い、申請受理から1週間以内に担当ケースワーカーの家庭訪問による実地調査が行われ、これら調査結果を踏まえ審査し、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、書面により通知している。

(3) 「受付面接記録票」について

当審議会において、本件各情報を見分したところ、本件各情報は、生活保護相談の際に、実施機関の職員が作成する面接時の記録であることが認められる。

実施機関によると、「受付面接記録票」は、生活保護相談者の申述内容や、面談中に確認できた住所、年金受給状況、それら情報を基に行った受付面接担当者の判断、見解等を記載するものであり、生活保護の申請があった場合は、当該受付面接記録票を参考に査察指導員及びケースワーカーが訪問等により保護要件の調査を行い、当該調査により確認・判断した内容を新たに作成する「ケース記録票」に記入していくものであるとのことである。

これらの取扱いを踏まえると、「受付面接記録票」は、面接時に相談者の申述内容等についてすべて事実確認を行ったうえで記載することや、面接後に新たな情報を追記していくことまで求められていないものというべきである。

なお、実施機関に確認したところ、生活保護の決定の可否については、受付面接記録票や生活保護申請書のみならず、その後の訪問調査により居住の事実や困窮の状況、生活実態を確認した上で決定されるものであり、受付面接記録票の記載内容のみでただちに決定されるものではないとのことである。

(4) 条例第28条第1項該当性について

上記(3)を踏まえて、本件各請求において訂正を求める箇所（以下「本件訂正請求箇所」という。）が、条例第28条第1項に規定する「事実」に該当するか、以下検討する。

本件訂正請求箇所はいずれも、生活保護事務を進めるうえで、生活保護の受付面接担当者が、受付面接時における審査請求人の申述内容をどのように認識し、判断したのか、あるいはその「認識・判断」を行うにあたっての根拠にした事情等についての自らの認識を記述したものであるといえることから、本件訂正請求箇所は、いずれも「評価・判断」とであると解される。

したがって、本件情報における本件訂正請求箇所は、受付面接担当者の「評価・判断」を記載したものであることから、審査請求人が提出した各証拠書類について訂正請求の内容が事実と合致することを証する資料であるか否かを判断するまでもなく、条例第28条第1項に規定する「事実」には該当しない。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、上記(3)及び(4)において当審議会が判断した内容のほかにも縷々主張するが、これらはいずれも当審議会の上記判断を左右するものではない。

5 結論

以上により、第1記載のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 金井美智子、委員 村田尚紀、委員 玉田裕子、委員 上田健介

(参考) 答申に至る経過

平成 29 年度諮問受理第 4 号及び 5 号

年 月 日	経 過
平成 29 年 5 月 15 日	諮問書の受理
平成 29 年 8 月 4 日	実施機関から意見書の収受
令和元年 5 月 22 日	調査審議
令和元年 8 月 8 日	調査審議
令和元年 9 月 24 日	審査請求人から意見書の収受
令和元年 9 月 25 日	調査審議（審査請求人の口頭意見陳述）
令和元年 9 月 26 日	審査請求人から意見書の収受
令和元年 10 月 31 日	調査審議
令和元年 11 月 14 日	調査審議
令和元年 11 月 28 日	審査請求人から意見書の収受
令和元年 12 月 5 日	調査審議
令和元年 12 月 26 日	調査審議
令和 2 年 2 月 26 日	答申

別表 1 本件請求 1 に対して、実施機関が行った訂正不承認決定について

(あ)	諮問	平成 29 年 5 月 15 日付け大住江総第 52 号（平成 29 年度諮問受理第 4 号）
(い)	決定	平成 29 年 3 月 27 日付け大住江政第 361 号による訂正不承認決定（本件決定 1）
(う)	請求日	平成 29 年 2 月 24 日
(え)	訂正請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項	平成 25 年 8 月 5 日の大住江政第 146 号によって部分開示決定がされた受付面接記録票（面接年月日 平成 24 年 2 月 27 日）
(お)	訂正を求める箇所	1 ページ目 1：世帯主欄中「ローン有 内縁の妻 名義」との記載（以下「訂正箇所 1」という。） 2：世帯構成欄中「内縁の妻 女 契約社員 17～18 万円 内妻 ○○○と思われる」との記載及び黒塗り部分（以下「訂正箇所 2」という。） 3：来訪の目的欄中「生活保護 相談」との記載（以下「訂正箇所 3」という。） 4：困窮に至るまでの経緯欄中「02 は約 17 万円の収入であるが、住宅のローンに 7 万円、主（○で囲まれる）が仕事で使う車のローンとして 5 万円が必要で」との記載（以下「訂正箇所 4」という。） 2 ページ目 5：資産欄中「居住用土地家屋（内妻所有でローン返済中）及び自家用（仕事に使用、ローン返済中）」との記載（以下「訂正箇所 5」という。） 6：説明・助言内容欄中「持家・ローン有であれば保護の対象とならないことを説明。不安定とは言え、2 人の収入が最生費を上回るため、保護は無理であることを説明。」との記載（以下「訂正箇所 6」という。） 7：面接結果の処理欄中「（助言：自宅売却、車売却、住宅ローンの猶予・減額相談など）」との記載（以下「訂正箇所 7」という。） 8：面接結果の処理欄中「申請の意思」欄で「無」に入れられたチェック（以下「訂正箇所 8」という。） 9：面接結果の処理欄中「申請書等の提出」欄で「無」に入れられたチェック（以下「訂正箇所 9」という。） 10：面接員の所見 S V の意見欄中「※制度利用についての阻害要因 ①

		内妻が所有する土地・家屋（ローン返済中） ②主（○で囲まれる）が所有する自家用車（ローン返済中） ③主（○で囲まれる）と内妻の就労収入が最生費を上回っている」との記載（以下「訂正箇所 10」という。）
(か)	訂正を求める内容	1：訂正箇所 1 を削除。 2：訂正箇所 2 を削除。 3：訂正箇所 3 について、記載内容を「生活保護申請」に訂正。 4：訂正箇所 4 を削除とともに、「東北・関東の震災で仕事が激減したことが困窮の原因であること」を追加。 5：訂正箇所 5 を削除。 6：訂正箇所 6 を削除。 7：訂正箇所 7 を削除。 8：訂正箇所 8 を「有」にチェックに訂正。 9：訂正箇所 9 を「有」にチェックに訂正。 10：訂正箇所 10 を削除。
(き)	担当	住之江区役所生活支援課
(く)	訂正請求に係る保有個人情報	平成25年 8 月 5 日付け大住江政第146号により部分開示決定した受付面接記録票（面接年月日平成24年 2 月27日）
(け)	決定	平成29年 3 月27日付け大住江政第361号訂正不承認決定
(こ)	訂正を行わない理由	受付面接記録票は、実施機関に対して生活保護の相談に訪れた者からの申述内容や、その申述内容や実施機関が行った調査等から当時の受付面接担当者の判断、見解等を記載するものであって、本訂正請求において訂正を求められている記載内容については、次の 1 から 10 のとおりであることから、訂正の必要性が認められないため。 なお、訂正を求める箇所ごとの具体的な理由については、以下のとおりである。 1、2、5、6、7 及び 10 について 請求者が生活保護担当窓口相談に来られた当日、請求者からの聞き取りの内容により、同一世帯に居住する女性を内縁の妻に相当すると判断し、家屋についてローン返済中と判断した結果を記載したものであるが、訂正請求書に添付された資料では条例第 29 条第 2 項に定められた訂正請求の内容が事実と合致することを証するものとは認められるものとは言えず、訂正の必要性が認められないため。 3 について 請求者が生活保護担当窓口相談に来られた当日、請求者からの聞き取りの内容により、世帯や資産状況等から生活保護相談として扱ったものであり、請求者から「申請書等の提出」はなく、請求者からの申請を拒否したのではない。そのため、訂正請求書に添付された資料では条例第 29 条第 2 項に定められた訂正請求の内容が事実と合致するこ

		とを証するものとは認められるものとは言えず、訂正の必要性が認められないため。 4について 請求者が生活保護担当窓口に相談に来られた当日、請求者からの聞き取りの内容により、困窮に至るまでの経緯として、ローン返済であるとの申述があったため記載したものである。また、「証拠書類 03」の赤線部の内容については、平成 25 年 7 月 11 日に生活保護申請書を受領し、その後同年 7 月 16 日に申請調査として家庭訪問を行った際に、聞き取りした内容から本決定通知書の決定理由に記載したものである。そのため、訂正請求書に添付された資料では条例第 29 条第 2 項に定められた訂正請求の内容が事実と合致することを証するものとは認められるものとは言えず、訂正の必要性が認められないため。 8について 請求者が生活保護担当窓口で相談に来られた当日、請求者からの聞き取りの内容により、世帯や資産状況等から生活保護の受給要件に該当しないと請求者に対して説明したところ、申請の意思を示さなかった。そのため、訂正請求書に添付された資料では条例第 29 条第 2 項に定められた訂正請求の内容が事実と合致することを証するものとは認められるものとは言えず、訂正の必要性が認められないため。 9について 請求者が生活保護担当窓口で相談に来られた当日、請求者から「申請書等の提出」はなかった。また、証拠書類「04」の申請書等は請求者が平成 25 年 7 月 11 日に生活保護申請時に記入し提出したものであり、平成 23 年 5 月 11 日に作成した申請書類を持参したものではない。そのため、訂正請求書に添付された資料では条例第 29 条第 2 項に定められた訂正請求の内容が事実と合致することを証するものとは認められるものとは言えず、訂正の必要性が認められないため。
--	--	---

別表2 本件請求2に対して、実施機関が行った訂正不承認決定について

(あ)	諮問	平成29年5月15日付け大住江総第53号
(い)	決定	平成29年3月27日付け大住江政第361号による訂正不承認決定
(う)	請求日	平成29年3月3日
(え)	訂正請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項	平成25年8月5日付の大住江政第145号によって全部開示が決定された受付面接記録票（面接年月日 平成25年7月11日）
(お)	訂正を求める箇所	世帯主欄中「内縁妻 ローン 有」との記載（以下「訂正箇所1－2」という。）
(か)	訂正を求める内容	訂正箇所1－2を、削除または「大家女性 ローン 有」との記載に訂正
(き)	担当	住之江区役所生活支援課
(く)	訂正請求に係る保有個人情報	平成25年8月5日付け大住江政第145号により開示決定した受付面接記録票（面接年月日平成25年7月11日）
(け)	決定	平成29年3月27日付け大住江政第362号訂正不承認決定
(こ)	訂正を行わない理由	受付面接記録票は、実施機関に対して生活保護の相談に訪れた者からの申述内容や、その申述内容や実施機関が行った調査等から当時の受付面接担当者の判断、見解等を記載するものであって、本訂正請求において訂正を求められている記載内容については、次のとおりであり、訂正の必要性が認められないため。 請求者が生活保護担当窓口に申請相談に来られた平成25年7月11日の請求者からの聞き取りの内容により、内縁の妻に相当すると判断し記載したものである。また、「証拠書類 01」の赤線部の内容は生活保護申請書を受領し、その後同年7月29日に再度の申請調査として家庭訪問を行った際に、家屋の状況を確認し、請求者及び内縁の妻に相当すると判断していた女性からの申立てによるものであり、同年7月11日の申請時点での聞き取りによる記載の内容ではない。そのため、訂正請求書に添付された資料では条例第29条第2項に定められた訂正請求の内容が事実と合致することを証するものとは認められるものとは言えず、訂正の必要性が認められないため。